

市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会

調査報告書

令和5年3月28日

目 次

《趣 旨》	1
1 調査特別委員会の設置	1
(1) 委員会の構成	1
2 調査事項	1
(1) 調査項目	1
3 調査経過	1
(1) 委員会開会状況	1
(2) 調査報告実施状況	4
4 調査方法	4
(1) 記録の提出	4
(2) その他取得した記録及び資料	7
(3) 提出を求めた書面調査	8
(4) 説明員の出席	9
(5) 参考人による事情聴取	9
(6) 証人喚問	9
5 調査結果	9
(1) 対象の土地について	9
(2) 提出された記録等による経緯	9
(3) 指摘・改善事項	16
(4) 総括	19
(5) 調査経費	20
6 別紙	21
(1) 特別委員会設置についての発議	21
(2) 調査経費の追加についての発議	23

《趣 旨》

令和4年3月17日、市から議員宛てに同年4月開園予定の（仮称）まなびの森保育園花小金井が園庭面積を縮小して開園する旨が伝えられた。市も、公募選定の公平性、公正性及び信頼性に影響を及ぼしかねないとして重大に受け止めているということであった。

このことについて、当該事務における事実確認や執行状況、また法令遵守の有無及び内部統制の確認、再発防止の対策の検討などを議会としても早急に進める必要があるという認識から、（仮称）まなびの森保育園花小金井が公募時の提案に比べ、開園時に大幅に園庭面積を縮小することに関する事項を調査するため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を委任した調査特別委員会を設置したものである。

1 調査特別委員会の設置

令和4年3月29日、令和4年3月定例会において、議員提出議案第57号「『（仮称）まなびの森保育園花小金井』開園時（令和4年4月）の園庭面積の縮小についての調査に関する決議について」を可決した。

(1) 委員会の構成

- | | | | |
|-----------|-------------------------|----------|---------|
| ① 委員会の名称 | 市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会 | | |
| ② 定 数 | 13人 | | |
| ③ 委 員 長 | 福 室 英 俊 | | |
| ④ 副 委 員 長 | 山 岸 真知子 | | |
| ⑤ 委 員 | 虻 川 浩 | 石 津 はるか | 伊 藤 央 |
| | 川 里 富 美 | さとう 悦 子 | 鈴 木 だいち |
| | 外 山 まなみ | 橋 本 孝 二 | 細 谷 正 |
| | 水 口 かずえ | 吉 本 ゆうすけ | (五十音順) |

2 調査事項

(1) 調査項目

「まなびの森保育園花小金井」が公募時の提案に比べ、開園時に大幅に園庭面積を縮小したことに係る事項

※ 議決時においてはまなびの森保育園花小金井の開園前であったため、「（仮称）まなびの森保育園花小金井」が公募時の提案に比べ、開園時に大幅に園庭面積を縮小することに係る事項であった。

3 調査経過

(1) 委員会開会状況

委員会	開会日	調査内容
第1回	令和4年3月29日	・正副委員長互選
第2回	令和4年4月11日 (9:00~17:04)	・地方自治法第100条に基づく調査の進め方について ・今後の委員会日程について ・市に対する記録提出請求について ・市の説明員出席要求

第3回	令和4年4月26日 (9:00~17:01)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の一部記録提出期限の延長について ・委員会の運営案について ・顧問弁護士契約について ・記録の取扱いについて ・市提出記録の調査（説明員に対する質疑）
第4回	令和4年5月23日 (9:00~17:34)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査経費の追加に係る決議について ・東京都及び事業者に対する記録の追加請求について ・登記所での記録取得について ・今後の委員会の進め方について ・市提出記録の調査（説明員に対する質疑）
第5回	令和4年6月28日 (9:00~18:09)	<ul style="list-style-type: none"> ・市、東京都及び事業者の記録提出期限の延長について ・市提出記録の調査（説明員に対する質疑） ・事業者に対する記録提出請求について ・今後の委員会の進め方について
第6回	令和4年7月12日 (9:00~16:05)	<ul style="list-style-type: none"> ・市提出記録の調査（説明員に対する質疑） ・9月以降年内までの開催日程について ・市及び事業者に対する記録の提出請求について ・今後の委員会の進め方について
第7回	令和4年7月27日 (9:00~17:10)	<ul style="list-style-type: none"> ・市提出記録の調査（説明員に対する質疑） ・今後の委員会の進め方について ・市及び事業者に対する記録提出請求について
第8回	令和4年8月10日 (9:00~11:49)	<ul style="list-style-type: none"> ・市提出記録の調査（説明員に対する質疑） ・事業者の記録提出期限の延長について ・事業者の参考人招致と日程の追加について ・今後の委員会の進め方について ・小平市子ども子育て審議会への報告を求めることについて
第9回	令和4年8月19日 (9:00~11:05)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の参考人招致について ・調査における問題点の抽出と整理について
第10回	令和4年8月30日 (13:30~15:51)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の参考人招致（株式会社こどもの森代表取締役 久芳敬裕氏） ・調査における問題点の抽出と整理について ・今後の委員会の進め方について
第11回	令和4年9月12日 (9:00~12:25)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査における問題点の抽出と整理について ・事業者に対する記録提出請求について ・今後の委員会の進め方について

第12回	令和4年10月6日 (9:00~11:30)	<ul style="list-style-type: none"> ・問題点に係る今後の調査について ・今後の参考人招致と証人喚問の方法について ・今後の委員会の進め方について ・小平市子ども子育て審議会に係る市への要望について
第13回	令和4年10月21日 (9:00~10:20)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都主管課の参考人招致について ・令和5年1月以降の開催日程について ・地権者に係る今後の調査について ・今後の委員会の進め方について ・小平市子ども子育て審議会に係る市への要望について
第14回	令和4年11月2日 (9:00~10:15)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年1月以降の開催日程について ・地権者に係る今後の調査について
第15回	令和4年11月15日 (9:00~9:31)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都主管課の参考人招致について ・地権者に係る今後の調査について ・今後の委員会の進め方について
第16回	令和4年12月12日 (10:00~13:49)	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都主管課の参考人招致（東京都福祉保健局 少子社会対策部保育支援課 大村 顕子課長、宮本 亮二郎課長代理、山尾 京平主事） ・地権者に係る今後の調査について ・事業者の証人喚問について ・今後の委員会の進め方について
第17回	令和5年1月6日 (9:00~16:49)	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者に係る今後の調査について ・事業者の証人喚問について ・市長、子ども家庭部長の参考人招致について ・報告書案について
第18回	令和5年1月20日 (10:00~13:55)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の証人喚問（株式会社こどもの森代表取締役 久芳敬裕氏） ・地権者に係る調査について ・市長の参考人招致について ・報告書案について
第19回	令和5年2月7日 (13:00~17:48)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、子ども家庭部長の証人喚問（小平市長 小林洋子氏、子ども家庭部長 伊藤祐子氏） ・地権者に係る調査について ・報告書案について
第20回	令和5年2月15日 (9:00~15:14)	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者に係る調査について ・報告書案について
第21回	令和5年3月20日 (9:00~9:21)	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者に係る調査について ・報告書案について

(2) 調査報告実施状況

令和5年3月28日、令和5年3月定例会最終日において調査報告を行った。

4 調査方法

(1) 記録の提出

① 地方自治法第100条第1項に基づき請求した記録

ア 小平市長に対し請求した記録

(ア) 令和4年4月11日決定分（提出期限：令和4年4月22日）

1	市が公募した際の公表資料
2	選定時の採点についての資料（委員名簿の開示と委員ごとの採点結果）
3	市の公募から建築確認、開園までに使用している業務フロー・マニュアルなどの資料
4	事業者が市に提出した公募時提出資料
5	小平市から事業者への公募決定通知書
6	株式会社こどもの森を含む応募7社の提案資料、書類、図面等一式
7	公募・採択に関する内規
8	選定に関する会議の会議録及び要点録
9	令和3年3月17日議員宛「認可保育園の新設提案に係る協議について」備考欄には「今後協議・調整を行う中で変更の可能性があります。」とあるが、実際に協議を行ったことがわかる記録等に係る資料
10	東京都への認可申請資料一式（財務書類含む。）
11	東京都への認可申請時の意見書
12	事業者が東京都へ提出した計画変更時に使用した資料
13	東京都からの計画変更承認資料
14	東京都の児童福祉審議会に提出された資料・議事録（令和3年5月、6月及び令和4年3月）
15	公図
16	地積測量図
17	建物図面
18	土地・建物の謄本
19	売却承諾書
20	土地売買契約書、重要事項説明書
21	園舎（建物）の建築請負工事契約書
22	確認申請書（敷地面積516.27㎡になった時）
23	令和3年1月17日に市に提出された工事進捗状況工程表
24	令和4年1月24日の事業者からの報告書
25	株式会社こどもの森から小平市への「今後の対策について」の資料
26	小平市から株式会社こどもの森への「まなびの森保育園花小金井における報告遅滞及び今後の対策について」の資料
27	事業者から入園保護者への説明資料

28	株式会社こどもの森から小平市への補助金に関する申請書、承諾書、協定書、規約、要綱等
29	令和4年3月18日に開催された子ども子育て審議会について ① 委員宛の招集通知とともに案内した事前資料と当日配付資料 ② 担当課の当日提案説明文書、式次第 ③ 要録作成時に用いた録音データもしくは文書全文に係る資料
30	「まなびの森保育園花小金井」に関して市が東京都、事業者、子ども子育て審議会委員、市議会との間でやり取りをした電子メール・メモ・文書
31	保育計画（提案時）
32	保育計画（計画変更）

【提出状況】

令和4年4月22日付けで上記1、2の一部、3、5、7、9の一部、10の一部、11、12の一部、13、14の一部、26、27、28の一部、29、30の一部について提出があり、8、14の一部、15、16、20、24、28の一部、30の一部、32は不存在との通知があった。

なお、2の一部、4、6、9の一部、10の一部、12の一部、14の一部、17～19、21～23、25、28の一部、30の一部、31については6月21日まで提出期限の延長を求める申出があり、4月26日の委員会において承認された。

また、5月12日付けで上記15、16について、5月20日付けで上記6の一部について提出があった。

その後、6月21日付けで2の一部、4、6、9の一部、10の一部、12の一部、14の一部、17～19、21～23、25、28の一部、30の一部、31について提出があった。

30の一部については7月20日まで提出期限の再延長を求める申出があり、6月28日の委員会において承認され、7月20日付けで提出があった。

(イ) 令和4年7月12日決定分（提出期限：令和4年7月25日）

1	令和4年4月28日付け平子保発第155号による照会に対する、令和4年5月31日付け小平市長宛での提出決定に係る意見書及びその別紙
2	市が令和3年1月22日（金）から1月28日（木）までの期間で実施した令和4年4月開設の認可保育園新設に係る第1次公募における提案概要

【提出状況】

令和4年7月20日付けで上記1、2の提出があった。

イ 株式会社こどもの森代表取締役に対し請求した記録

(ア) 令和4年5月23日決定分（提出期限：令和4年6月21日）

1	市の第一次公募から令和4年5月23日までの小平市子ども家庭部保育課とのやり取りについての文書（メモ等を含む。）、電子メール及び録音記録
---	---

2	株式会社こどもの森とまなびの森保育園花小金井の土地（回田町315-7、315-6及び318-4）に係る地権者との土地売買に関するやり取りについての文書（メモ等を含む。）、電子メール及び録音記録
3	まなびの森保育園花小金井の土地（回田町315-7、315-6及び318-4）に係る土地売買契約書
4	まなびの森保育園花小金井の土地（回田町315-7、315-6及び318-4）に係る土地売買契約に関する重要事項説明書

【提出状況】

令和4年6月13日付けで上記1～4について7月1日まで提出期限の延長を求める申出があり、6月28日の委員会において承認された。

その後、7月1日に上記1～4の提出があった。なお、いずれも一部の文書等は不存在との通知があった。

(イ) 令和4年6月28日決定分（提出期限：令和4年7月8日）

1	市が令和3年2月26日から同年3月4日までの期間で実施した令和4年4月開設の認可保育園新設に係る第2次公募において、貴社から提出された提案書類のうち、不動産売却承諾書
2	令和4年4月28日付け平子保発第155号による照会に対する、令和4年5月31日付け小平市長宛での提出決定に係る意見書及びその別紙

【提出状況】

令和4年7月7日付けで上記1については7月1日に提出済みである旨及び2については市が原本を所有しているため市へ請求してほしい旨通知があった。

(ウ) 令和4年7月12日決定分（提出期限：令和4年7月22日）

1	令和4年4月28日付け平子保発第155号による照会に対する、令和4年5月31日付け小平市長宛での提出決定に係る意見書及びその別紙の写し
2	回田町315-7及びその南側隣地の土地購入に当たり、仲介業者等から提示された土地の図面（募集図面）

【提出状況】

令和4年7月22日に上記1の提出及び2については不存在との通知があった。

(エ) 令和4年7月27日決定分（提出期限：令和4年8月8日）

1	小平市が実施した令和4年4月開設の認可保育園新設に係る第1次公募において提出した小平市認可保育園新設提案書（令和4年度認可保育園新設に係る公募申込書を含む。）の原本又はその写し
2	小平市が実施した令和4年4月開設の認可保育園新設に係る第2次公募において提出した小平市認可保育園新設提案書（令和4年度認可保育園新設に係る公募申込書を含む。）の原本又はその写し

3 2021年4月15日21:32のメール「Re: <提出期限4月13日(火)>【小平市】認可事前協議書類の東京都からの打ち返しについて」の添付ファイル「【回田】近隣配布資料. pdf」の原本又はその写し

【提出状況】

令和4年8月8日付けで上記1～3について8月15日まで提出期限の延長を求める申出があり、8月10日の委員会において承認された。

その後、8月15日に上記1～3の提出があった。

(ウ) 令和4年9月12日決定分（提出期限：令和4年9月27日）

1 小平市が実施した令和4年4月開設の認可保育園新設に係る第2次公募の際に提出した園庭面積が記載された図面の原本又はその写し

2 令和4年7月26日付け連絡書の資料3の表中、令和4年1月27日の市への報告「多少図面変更すれば地上で園庭面積確保できる旨市に報告。」時点の園庭面積が記載された図面の原本又はその写し

3 令和4年3月に東京都へ認可申請を行った際に提出した園庭面積が記載された図面の原本又はその写し

【提出状況】

令和4年9月27日付けで上記1及び3については5月31日に市（保育課）へ提出済みである旨及び2については不存在との通知があった。

ウ 東京都知事に対し請求した記録

(ア) 令和4年5月23日決定分（提出期限：令和4年6月21日）

1 令和4年1月24日から同年5月23日までのまなびの森保育園花小金井に関する小平市子ども家庭部保育課とのやり取りについての文書（メモ等を含む。）、電子メール及び録音記録

【提出状況】

令和4年6月16日付けで不存在記録の報告及び7月20日まで提出期限の延長を求める申出があり、6月28日の委員会において承認された。

その後、7月20日付けで上記の提出があった。

(2) その他取得した記録及び資料

① 東京法務局から取得した記録

ア 令和4年5月23日決定分

1 回田町315-7、315-6及び318-4の土地に係る全部事項証明書（登記）、公図、地積測量図

2 まなびの森保育園花小金井の園舎に係る建物の全部事項証明書（登記）

【取得状況】

令和4年6月13日付けで事務局職員が上記を取得した。

イ 令和4年7月12日決定分

1 回田町315-7の土地所有者であった株式会社スペースクリエイトの履歴事項全部証明書

2 回田町315-6及び318-4の土地所有者である玉山土木株式会社の履歴事項全部証明書

【取得状況】

令和4年7月21日付けで事務局職員が上記を取得した。

② 株式会社こどもの森から提出された資料

ア 令和4年7月26日提出分

1 連絡書

【提出状況】

令和4年7月26日付けで委員長宛に上記の提出があった。

(3) 提出を求めた書面調査

① 玉山土木株式会社代表取締役役に提出を求めた調査

ア 令和4年11月15日決定分

1 市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会の書面による調査

【提出状況】

令和4年11月30日を期限として提出を求めたが、回答の提出はなかった。

イ 令和5年1月6日決定分

1 市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会の書面による調査

【提出状況】

令和5年1月19日を期限として提出を求めたが、書留が受領されず返送された。

ウ 令和5年1月20日決定分

1 市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会の書面による調査

【提出状況】

令和5年2月3日を期限として提出を求めたが、回答の提出はなかった。

エ 令和5年2月7日決定分

1 市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会の書面による調査

【提出状況】

令和5年2月14日を期限として提出を求めたが、回答の提出はなかった。

オ 令和5年2月15日決定分

1 市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会の書面による調査

【提出状況】

令和5年2月28日を期限として提出を求めたが、回答の提出はなかった。

(4) 説明員の出席

委員会開催日	出席者
令和4年4月26日	子ども家庭部長、保育課長、保育課長補佐
令和4年5月23日	子ども家庭部長、保育課長、保育課長補佐
令和4年6月28日	子ども家庭部長、保育課長、保育課長補佐
令和4年7月12日	子ども家庭部長、保育課長、保育課長補佐
令和4年7月27日	子ども家庭部長、保育課長、保育課長補佐
令和4年8月10日	子ども家庭部長、保育課長、保育課長補佐

(5) 参考人による事情聴取

委員会開催日	参考人
令和4年8月30日	株式会社こどもの森 久芳 敬裕代表取締役
令和4年12月12日	東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課 大村 颯子課長、宮本 亮二郎課長代理、山尾 京平主事

(6) 証人喚問

委員会開催日	証人（同日に複数人尋問した場合は尋問順）
令和5年1月20日	株式会社こどもの森 久芳 敬裕代表取締役
令和5年2月7日	伊藤 祐子子ども家庭部長、小林 洋子小平市長

5 調査結果

(1) 対象の土地について

	所在	地番	地目	地積 (㎡)	権利関係
土地①	小平市 回田町	315番7	宅地	516.27	【園舎・園庭用地】 (株)スペースクリエイトから令和3年5月28日売買により(株)こどもの森が取得
土地②	小平市 回田町	315番6	宅地	17.28	【園庭予定地】 玉山土木(株)所有
土地③	小平市 回田町	318番4	宅地	497.49	【この一部が園庭予定地】 玉山土木(株)所有

(2) 提出された記録等による経緯

年月日	東京都	小平市	株式会社 こどもの森
令和3年 1月22日		・ 認可保育園新設に係る第一次公募提案受付開始	
1月28日		・ 第一次公募提案受付終了	・ 市に第一次公募の申込書提出。計画予定地は土地①。園庭は地上及び屋上に予定

年月日	東京都	小平市	株式会社 こどもの森
2月10日		<ul style="list-style-type: none"> 第一次公募結果通知 	<ul style="list-style-type: none"> 第一次公募不採択
2月17日		<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森第一次公募不採択後、株式会社こどもの森と保育課面談。当時小平市議会議員であった小林洋子現市長同席 	<ul style="list-style-type: none"> 第一次公募不採択理由の確認のため保育課と面談。当時小平市議会議員の小林洋子現市長を同伴
2月26日		<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園新設に係る第二次公募提案受付開始 	
3月2日			<ul style="list-style-type: none"> 地権者に土地①の不動産購入申込み。土地②③（南側隣地）についても「面積確定後（約150坪）」購入希望の旨記載
3月3日			<ul style="list-style-type: none"> 土地①の不動産売却承諾書收受（有効期限：令和3年3月31日）。欄外に土地②③（南側隣地）についても「面積確定後（約150坪）」売却の旨記載。現地で地権者と一緒に土地②③の売買範囲の概要を確認
3月4日		<ul style="list-style-type: none"> 第二次公募提案受付終了 	<ul style="list-style-type: none"> 市に第二次公募の申込書を提出。計画予定地は土地①～③（ただし表記は「小平市回田町315-7他」、園庭面積は「514.50㎡」。園庭は地上のみ
3月17日		<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森ほか1者採択 市議会議員に認可保育園の新設提案に係る協議開始をお知らせ 	<ul style="list-style-type: none"> 第二次公募採択

年月日	東京都	小平市	株式会社 こどもの森
3月22日			<ul style="list-style-type: none"> 仲介業者を介し土地①の売買契約締結
4月19日	<ul style="list-style-type: none"> 計画承認申請書及び設置認可意見書收受 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都に対し設置認可意見書とともに計画承認申請書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> 市を通じて東京都に対し計画承認申請書提出
4月26日			<ul style="list-style-type: none"> 市に建物構造を木造から鉄骨に変更する旨相談
5月25日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都児童福祉審議会にて、まなびの森保育園花小金井の計画を承認 		<ul style="list-style-type: none"> 計画承認（木造）
5月28日			<ul style="list-style-type: none"> 土地①の売買契約決済、所有権移転登記申請 地権者より南側隣地の売買については仲介を通さず進めるとの話あり
6月10日	<ul style="list-style-type: none"> 「保育所設置認可の計画承認に係る変更申請書」を收受 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都に対し、「保育所設置認可の計画承認に係る変更申請書」を提出 	<ul style="list-style-type: none"> 市を通じて都に対し、建物構造を木造から鉄骨に変更する内容の「保育所設置認可の計画承認に係る変更申請書」を提出
6月15日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都児童福祉審議会にて、まなびの森保育園花小金井の計画を承認 		<ul style="list-style-type: none"> 計画承認（鉄骨）
6月22日		<ul style="list-style-type: none"> 東京都から計画変更承認（木造→重量鉄骨へ変更）の通知を受理 株式会社こどもの森に計画承認の通知を送付 	
7月中旬			<ul style="list-style-type: none"> 地権者に土地②③（南側隣地）の売却について確認
8月23日			<ul style="list-style-type: none"> 土地②③（南側隣地）について未取得だったため、事業提案面積ではなく、購入面積で建築確認申請

年月日	東京都	小平市	株式会社 こどもの森
9月10日			・ 建築確認済証交付
9月29日			・ 工事請負契約締結
10月中旬			・ 地権者に工事着工挨拶。土地②③（南側隣地）売却について相談、「もう少し待って」との回答
11月		・ 株式会社こどもの森に今後のスケジュールを確認。園庭面積の縮小についての報告なし	・ 園庭面積を含む予定計画は変更していないため、市に報告せず
11月17日			・ 工事の進捗について市に報告
12月上旬			・ 地権者より、「一旦貸すでもいいか」との話があり構わないと回答
12月27日		・ 東京都に対し、児童福祉施設の設置認可に係る財務関係書類を提出	
令和4年 1月14日		・ 東京都に対し、設置認可申請書を提出	・ 市を通じて、東京都に対し設置認可申請書を提出
1月中旬			・ 地権者と交渉。地権者から「直ちに売ることも貸すことも難しい」との回答
1月24日		・ 株式会社こどもの森から、開園時には敷地面積縮小（819.27㎡→516.27㎡）となる旨報告を受ける。至急借地を含め再度地権者と交渉するよう指導	・ 地権者との交渉がうまくいかず事業提案のとおり開設できない旨市に報告。土地②③（南側隣地）がない状況で園庭面積確保できないか確認あり
1月25日		・ 副市長に状況を報告	

年月日	東京都	小平市	株式会社 こどもの森
1月27日	<ul style="list-style-type: none"> 市から状況報告を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森に、図面が完成したら早急に提出してほしい旨話す。 東京都の担当者に状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 多少図面変更すれば地上で園庭面積確保できる旨市に報告
1月28日		<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森来庁対応、状況を確認 市長に状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 園庭の基準面積を確保した図面を基に市に報告。市からは地権者との再度の交渉を依頼される。
1月31日	<ul style="list-style-type: none"> 市から状況報告を受ける。 右記のとおり回答 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都担当者に状況を報告。認可しない手法について確認した際、「認可の進達をしないという方法で認可をしないことは可能だが、認可基準を満たし開園できる状況で進達をせず法的に争うこととなった場合に、市が勝てるかという問題はあるため、その点も含め考えていただきたい」との回答あり 	
2月4日		<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森来庁対応。状況を確認 経緯・経過等を記載した書面の再提出要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市に、経緯・経過等を記録した書面を提出
2月7日		<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森に対し、経緯と原因、今後の対策、当面の代替策と公募採択時の園庭面積の確保策を示すこと、入園内定者への丁寧な説明を行うことを求める文書を発出 	

年月日	東京都	小平市	株式会社 こどもの森
2月8日		<ul style="list-style-type: none"> まなびの森保育園花小金井の入園選考結果通知を発送 	
2月15日		<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森から、「今後の対策について」の文書を収受 	<ul style="list-style-type: none"> 市に対し、「今後の対策について」を送付
2月24日		<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森からの「今後の対策について」の文書を市長・副市長に報告。今回の件を今後市ホームページで公表すること、公表前に市議会へ通知すること等も伝える。 	
2月25日	<ul style="list-style-type: none"> 「保育所設置認可の計画承認に係る変更申請書」に「保育所設置認可に係る区市町村意見書」を収受 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都知事宛てに、「保育所設置認可の計画承認に係る変更申請書」に「保育所設置認可に係る区市町村意見書」を添えて進達 	<ul style="list-style-type: none"> 市を通じて、東京都に対し、「保育所設置認可の計画承認に係る変更申請書」を提出
3月7日		<ul style="list-style-type: none"> 株式会社こどもの森来庁対応。状況を確認。今後、市のホームページで公表することについて伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページでの公表を了解
3月8日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都児童福祉審議会にて園庭面積変更に伴う計画変更を書面（図面）審議、承認 		<ul style="list-style-type: none"> 計画変更承認（園庭面積）
3月15日		<ul style="list-style-type: none"> 東京都から計画変更承認（敷地面積 819.27 m² → 516.27 m²、園庭面積 482.50 m² → 212.20 m²へ変更）の通知を受理 株式会社こどもの森への計画承認通知を送付 	

年月日	東京都	小平市	株式会社 こどもの森
3月17日		<ul style="list-style-type: none"> 東京都の計画承認を受け、市議会議員へお知らせ 	
3月18日		<ul style="list-style-type: none"> 小平市子ども子育て審議会にて園庭縮小の件を報告、終了後市ホームページにて公表 	
3月22日	<ul style="list-style-type: none"> 東京都児童福祉審議会にて、まなびの森保育園花小金井の設置を認可。その他特記事項として、株式会社こどもの森に対し「当初予定の園庭面積を確保するよう調整するとともに、進捗状況を市に報告すること」、市に対し「職員の構成や経験年数等を踏まえ、区市においても研修や巡回等により指導すること」及び「当初事業計画どおり、園庭の設置が進むよう市で指導を行うこと」の意見が付された。 		<ul style="list-style-type: none"> 設置認可
3月25日		<ul style="list-style-type: none"> 市議会の全員協議会開催、子ども家庭部長、保育課長、保育課長補佐が出席。3つの改善点を示して説明があった。 	
3月26日 ～27日			<ul style="list-style-type: none"> 園見学会開催。園庭面積縮小等に関する内容を記載した文書や、駐車場の位置を示した地図を園に掲示
3月28日		<ul style="list-style-type: none"> まなびの森保育園花小金井の入園内定者の保護者全員に、直接電話で連絡を開始 	

年月日	東京都	小平市	株式会社 こどもの森
3月29日		<ul style="list-style-type: none"> 東京都から、令和4年3月22日の児童福祉審議会にて認可されたまなびの森保育園花小金井について設置認可書類を受領。設置認可書送付を起案、決裁 	
4月			<ul style="list-style-type: none"> まなびの森保育園花小金井開園（園庭面積212.20㎡）
4月2日			<ul style="list-style-type: none"> 園入園式。園庭面積縮小や駐車場の件について園長から文書を配布し、保護者へ説明
4月8日		<ul style="list-style-type: none"> 入園内定者の保護者への電話連絡完了。5人（5世帯）に連絡取れず。 	
4月11日		<ul style="list-style-type: none"> 入園児童の保護者全員に対し、今後の対応や百条委員会の設置等について文書を送付 	
5月31日			<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページにおける園庭縮小の件の記載について、削除訂正請求書兼抗議書を送付
6月3日		<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページにおける園庭縮小の件の記載を削除 	

(3) 指摘・改善事項

① 審査体制について

ア 事実

- (ア) 第一次公募及び第二次公募とも、提案採用のための比較検討及び審査（採点）は保育課の職員（子ども家庭部長、保育課長、保育指導担当課長、保育課長補佐、施設担当係長、庶務係長及び担当職員）により行われた。
- (イ) 上記(ア)において、保育課職員が作成した「認可保育新設・事業者の提案概要」が審査（採点）をした職員に共有された。
- (ウ) 審査（採点）について客観的な採点基準が設けられていない（特に、審査項目(3)「施設規模について」の「土地、建物を自己所有しているか。」の点数配

分（0点、5点、10点）について明確な基準がない）。

(エ) 採点結果、採択の理由等は公表されていない。

イ 指摘事項

審査（採点）の公平性、公正性及び透明性を担保する必要がある。

ウ 対策

(ア) 審査に当たっては、外部有識者等の登用や審査の公開、採点結果の公表を検討すべきである。

(イ) 採点基準等客観的な基準を設けるべきである。

② 事業者に対する情報提供について

ア 事実

(ア) 問合せをしてきた事業者が市の担当課と面会をした際に、議員も同席して不採択理由の確認が行われた。その際に「屋上園庭」が望ましくないという認識を事業者が持った。

(イ) 電話で問合せをしてきた事業者もあった。

イ 指摘事項

問い合わせた事業者に、評価項目の情報が提供された。

ウ 対策

審査において実質的に評価されている項目を明確化し、事前に事業者に情報提供すべきである。

③ 不動産取得見込みの確認について

ア 事実

(ア) 土地②及び③（南側隣地）の取得見込みの根拠となる売却承諾の記載は、土地①の不動産売却承諾書の欄外に「※南側隣地面積確定後（約150坪）、●円で売却致します。」とあるのみであり、売買にかかる土地の範囲は確定されておらず、またその他の売買条件も明確にされていなかった状態で審査された。

(イ) 保育課は、土地①の所有者と、土地②及び③の所有者が別法人であることを把握していなかった。また、もっぱら株式会社こどもの森の説明に基づき、同個人の所有であると認識していた。

(ウ) 上記客観的資料の未確認及び所有者についての認識は、東京都に対する計画承認申請の段階においても同様であった。

(エ) 第二次公募における株式会社こどもの森の提案に対する採点のうち、施設規模の審査項目欄の「土地、建物を自己所有しているか。また、10年以上の賃貸借契約を結ぶ見込みがあるか。」との審査の視点について、保育指導担当課長が5点（良い）とし、その他の採点者は10点（大変良い）をつけた。

イ 指摘事項

(ア) 保育課は、審査（採点）に当たり、取得予定である土地について、売却承諾書以外の客観的資料（不動産登記事項証明書、公図）を提出させていなかった。

(イ) 東京都に対する計画承認申請にあたって、市が意見書を付すことになっていることに鑑みると、市は、事業者の申請内容について可能な範囲で確認をすべきである（土地取得の見込みについては、それが認可基準に関わるため、前記客観的資料を提出させるべきである）。

ウ 対策

(ア) 審査の際に不動産が自己所有でない場合、土地及び建物の確保の可能性について市が客観的資料を確認すること。

(イ) 事業者からは土地取得時には公的な客観的資料を提出してもらい、土地の範囲を明示させること。

(ウ) 進達を行う際に、市として独自のチェックリストを作成すること。

④ 公募・採択の公平性の確保について

ア 事実

園庭面積について、公募・採択時の事業者の提案内容（514.50㎡）が児童福祉施設設置認可申請時に変更され、面積（212.20㎡）が大幅に縮小した（ただし、認可基準（定員80名のうち2歳以上の幼児は64名であるので、 $3.3\text{m}^2 \times 64 = 211.2\text{m}^2$ ）は満たしているので、認可自体は適法に行われた）。

イ 指摘事項

公募・採択時における評価の前提が変わったことで、公募・採択の信頼性に疑念を生じさせることとなった。

ウ 対策

事業者提案内容の実現を誓約させる。

⑤ 採択後の市の進捗確認について

ア 事実

(ア) 建築確認申請は、南側隣地を含まない敷地面積516.27㎡として申請されたが、保育課は、上記建築確認申請の敷地面積の記載を把握していなかった。

(イ) 市による現地確認は11月以降の月に1回程度であった。

(ウ) 市は、南側隣地の取得ができていないことを、令和4年1月24日に株式会社こどもの森から報告を受けるまで把握していなかった。

イ 指摘事項

(ア) 土地取得の進捗管理は、園舎部分のみならず、園庭及び屋外遊技場部分についても必要であった。

(イ) 市は、東京都に対する進達内容について客観的資料を確認する等、認可までの進捗管理にも責任を持つべきである。

ウ 対策

(ア) 市独自のチェックリストを基に確認を行う。

(イ) 土地の売買契約や建築確認の際に、提案どおりに進んでいるか確認する。

(ウ) これまで一括して事業者から市を通し東京都に提出していた書類を順次提出とする。

- (エ) 売買契約成立時や変更が生じる場合は、速やかに市に報告をすることを誓約させる。
- (オ) 市、事業者の情報交換の場を設ける。

(4) 総括

趣旨でも述べたとおり、本委員会は、当該事務における事実確認や執行状況、また法令遵守の有無等、再発防止の対策の検討などを議会としても早急に進める必要があるという認識から設置されたものである。

約1年間に及んだ本委員会の調査においては、園庭縮小問題に関係があると考えられる事項が多岐にわたったことから、関係記録の収集に調査期間の多くを割くこととなった。提出された記録による調査や、市職員及び東京都職員並びに事業者からの聞き取り調査においては、違法性が認められる点はなかった。しかし、公募における事務の詳細の把握を経て、市の土地売買契約についての確認の甘さ、進捗確認の不十分さなどが明らかとなった。

委員会として報告書を取りまとめるに当たっては、園庭縮小に係る主たる理由は何か、附随的な理由は何かという視点から、①審査体制について、②事業者に対する情報提供について、③不動産取得見込みの確認について、④公募・採択の公平性の確保について、⑤採択後の市の進捗確認について、事実、指摘事項及び対策として整理した。その内容については、報告書のとおりである。

また、委員からは、少数意見として、

- ・ 市は事業者からの問合せを全て記録を取り保存及び管理すること、
 - ・ 公募の選考委員に市民代表を加えるとともに、面接審査の導入とその公開及び採点結果の公表をすること、
 - ・ 審査の際には、園舎園庭予定地の実測も加えること、
 - ・ 記録の提出請求の際に、事業者の営業上の機密に係る事項の開示について、市が判断基準を持ち合わせていなかったこと、
 - ・ 本件園庭縮小に係る市のホームページ掲載記事が事業者側からの指摘を受けた後に削除されていたこと、
 - ・ 所管事務に不測の事態が発生した際に、市長及び議会への報告を速やかに行うための危機管理体制の整備及び徹底、
 - ・ 当初の計画どおりに広い園庭及び園の敷地内に駐車場を確保することを明確にした協定を市は作成すべきこと、
- 等が挙げられた。

これらも踏まえた上で、今後の市内保育園の公募においては本委員会の調査で指摘した事項について市は一層の注意を払い、対策を講じて再発の防止に努めることを強く求めるとともに、その運営に疑念を抱かせるような対応が二度とないことを期待するものである。

今後も小平市の子どもたちの育ちを一番に考える保育行政が提供できるよう市のみならず議会も一丸となって力を尽くすことを誓い、本委員会の総括とする。

(5) 調査経費

令和4年度分（決算見込み額）

区 分	内 容	金 額（円）
委 託 料	委員会音声反訳・記録作成費用	1,178,100
〃	会議録検索システムデータ作成費用	96,239
〃	弁護士費用	968,000
旅 費	参考人・証人日当	24,000
役 務 費	登記簿謄本等取得費用	5,400
需 用 費	消耗品費用	104,192
合 計		2,375,931

6 別紙

(1) 特別委員会設置についての発議（令和4年3月29日 令和4年3月定例会）

議員提出議案第57号

「(仮称)まなびの森保育園花小金井」開園時(令和4年4月)の園庭面積
の縮小についての調査に関する決議について

上記に関し、別紙により決議をするものとする。

令和4年3月29日提出

提出者 小平市議会議員 伊藤 央

小平市議会議員 比留間 洋一

(別紙)

「(仮称)まなびの森保育園花小金井」開園時(令和4年4月)の園庭面積の縮小についての調査に関する決議

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 「(仮称)まなびの森保育園花小金井」が公募時の提案に比べ、開園時に大幅に園庭面積を縮小することに関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は地方自治法第109条及び小平市議会委員会条例第6条の規定により委員13人からなる市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、令和3年度においては、50万円以内とし、令和4年度においては、50万円以内とする。

議員提出議案第58号

市内認可保育園開園時間短縮小問題調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議について

上記に関し、別紙により決議をするものとする。

令和4年6月7日提出

提出者	小平市議会議員	福室英俊
	小平市議会議員	山岸真知子
	小平市議会議員	虻川浩
	小平市議会議員	石津はるか
	小平市議会議員	伊藤央
	小平市議会議員	川里富美
	小平市議会議員	さとう悦子
	小平市議会議員	鈴木だいち
	小平市議会議員	外山まなみ
	小平市議会議員	橋本孝二
	小平市議会議員	細谷正
	小平市議会議員	水口かずえ
	小平市議会議員	吉本ゆうすけ

(別紙)

市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議

令和4年度における市内認可保育園開園時園庭縮小問題調査特別委員会の調査経費を、258万円追加し、308万円以内とする。

以上、決議する。